

令和8年度

郡山市生殖補助医療交通費支援事業

令和7年4月1日
からの通院が
対象です

遠方で生殖補助医療を受ける際の

交通費 を **最大8回** 助成します

対象治療

- 体外受精または顕微授精
- 体外受精または顕微授精のための男性不妊治療
- 通院に片道1時間以上かかる場合(※1)



(※1) 生殖補助医療を受ける医療機関まで、夫婦が選択した移動手段(タクシー、鉄道、バスその他の公共交通機関、自家用車等の移動手段で、地理又は気象条件、交通事情その他の事情を勘案した上で標準的な移動時間がおおむね60分以上を要すると市長が認めるもの

助成内容

助成金額

(1回の通院における助成金の額) × (通院回数(※2))

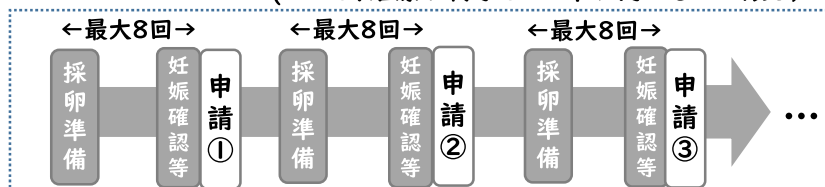
(※2) 1回の治療につき最大8回分の申請が可能。

(1回の治療とは、採卵準備のための薬品投与の開始等から妊娠確認等に至るまで)

申請の考え方

* 治療の度に申請ができます

(ただし、治療が終了して1年以内のものに限る)



【1回の通院における助成金の額】

医療機関所在地	金額
福島市	1,000 円
会津若松市	1,000 円
いわき市	2,000 円
宮城県	3,000 円
山形県	3,000 円
新潟県	3,000 円
茨城県	5,000 円
栃木県	1,000 円
東京都その他	6,000 円

申請方法

(令和7年8月1日から受付開始)

【電子申請】

申請方法は右記QRコードから参照ください。



※事前にアプリ「TKC TASKポータル」をダウンロードし「郡山市オンライン申請サービス」のアカウント登録をお願いします。
また、マイナンバーカードの準備をお願いします。

【窓口・郵送】

- ①郡山市生殖補助医療交通費支援事業助成金支給申請書(第1号様式)
- ②郡山市生殖補助医療通院状況確認書(第2号様式)
- ③受診日、治療を受けた者、治療内容を確認できる診療明細書等
- ④振込口座が確認できる通帳等の写し
- ⑤＜事実婚の場合＞事実婚関係に関する申立書(第3号様式)と夫婦それぞれの戸籍謄本

問合先・送付先

郡山市こども総合支援センター
(ニコニコこども館)
こども家庭課 母子保健係
〒963-8025
郡山市桑野一丁目2-3
電話 024-924-3691